

一般財団法人ペットの里 会員規約

第1条(目的)

本規約は、一般財団法人ペットの里(以下「ペットの里」という。)の会員(以下「会員」という。)の入退会及び権利義務等について定めることを目的とする。

第2条(会員の資格)

会員とは本規約を承諾の上、ペットの里の指定する手続きに基づきペットの里へ入会を申し込み、ペットの里が承認し且つ月会費を納付する者を会員とする。

また会員の名称は里人(さとびと)と呼ぶ場合もある。

第3条(入会の申込み)

(1)会員となろうとする者は、本規約およびペットの里が定める規程に同意のうえ、ペットの里が指定する Web 上の申込フォームにて入力しなければならない。

(2)ペットの里は、次の各号のいずれかに該当する場合、入会申請を承認しないことがある。

- ① ペットの里の趣旨に賛同していないと合理的に認められる場合
- ② 過去にペットの里の除名処分を受けたことがある場合
- ③ Web 上の申込フォームの記載事項に虚偽がある場合又は必要な事項が記載されていない場合
- ④ 反社会的勢力に該当し又は関係すると合理的に認められる場合
- ⑤ 前各号のほか、ペットの里の名誉・信用を棄損し、また虚偽の風説を流布するなど、会員として不適切な行為がある場合

(3)ペットの里は、前項に定める場合を除き、申し込みフォームの申請内容を受領してから原則として30日以内に、入会申請をした者に対して、入会を承認しない場合はその旨を通知する。なお、ペットの里は第4条で定める月会費を支払わない者に対して、入会の承認を取り消すことができる。

第4条(月会費)

(1)会員は、別途定める月会費をペットの里の所定の方法にて支払うものとする。

(2)ペットの里は、会員への事前の告知をもって月会費を変更することができるものとする。

(3)会員は、入会の申込時にカード引落か口座引落かを選択し、カード引落の場合は所定のフォームにカード情報を入力する。口座引落の場合は、ペットの里から送付する口座引落用紙に記入し、ペットの里に返送するものとする。カード・口座引落が行われるまでは会員の資格は得られないものとする。

(4)月会費は前納で支払うものとする。

(5)ペットの里は理由の如何を問わず、納付された月会費を返還しないものとする。

(6)月会費の領収書は発行せず、通帳記帳で代えるものとする。

第5条(会員の権利)

会員は、ペットの里が別途定める特典を利用する権利を得るものとする。

第6条(禁止行為)

(1)会員は、次の各号に定める事項を行ってはならない。

- ① ペットの里の承認を得ずに、ペットの里名で活動し又はその準備をすること
- ② ペットの里の運営を妨げる行為又はそのおそれがある行為をすること
- ③ ペットの里の信用を毀損する行為又はそのおそれがある行為をすること

- ④ ペットの里に対して虚偽の申告又は報告をすること
 - ⑤ 法令、定款及びペットの里の諸規程に違反する行為をすること
 - ⑥ 前各号のほか、ペットの里が不適切であると判断する行為をすること
- (2) 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後も効力を有するものとする。

第7条(会員資格の有効期間)

- (1) 会員の有効期間は、ペットの里が会員に対してペットの里から入会申請を承認する旨を通知した日から、月会費を納付している月までとする。以後、第8条による退会申し出または除名もしくは第8条による会員資格の喪失がない限り、自動的に更新されるものとする。
- (2) 会員からペットの里に対して書面(電子メールを含む。)により退会の意思表示がない場合には、会員資格は自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条(会員資格の喪失)

- (1) 会員は以下の項目の一つにでも該当する場合は、その資格を喪失する。
- ① 第9条の規定により退会した場合
 - ② 第6条の禁止事項を行った場合
 - ③ 月会費の支払いを2ヶ月以上滞納した場合
 - ④ ペットの里が解散した場合
- (2) ペットの里は第1項に該当する会員に対して、すでに受領した月会費等の金銭の払い戻し等を行わない。
- (3) 第1項に該当する会員が当該時点で発生している月会費その他の債務等、ペットの里に対して負担する債務は、会員資格喪失後もその債務が履行されるまで消滅しないものとする。債務については、その一切を一括して履行するものとする。
- (4) 会員が第1項に該当することでペットの里が損害を被った場合、ペットの里は会員に対して損害賠償を請求することができるものとする。

第9条(退会・除名)

- (1) 会員は、1か月前までにペットの里に書面(電子メールを含む。)により退会する旨を届け出ることにより、退会することができる。
- (2) ペットの里は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員を除名することができる。
- ① 会員が本規約またはその他の規則に違反した場合
 - ② 月会費を2ヶ月以上滞納した場合
 - ③ 第6条の各号に定める禁止行為を行なった場合
 - ④ 入会申請書の記載に虚偽があったことが判明した場合
 - ⑤ 反社会的勢力に該当し又は関係することが判明した場合
 - ⑦ 前各号のほか、会員として相応しくないと認められる場合

第10条(変更の届出)

- (1) 会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく書面(電子メールを含む。)により変更の届け出をするものとする。
- (2) 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被った場合であっても、ペットの里は一切の責任を負わないものとする。

第11条(会員情報の取り扱い)

- (1) 会員および入会申込者は本人からペットの里に対し提示を受けた会員の個人情報(以下「会員情報」という。)を、ペ

ットの里が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- ① ペットの里の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
- ② ペットの里が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
- ③ 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもとペットの里のメールマガジン、会報、SNS、報道・出版社取材による記事類に掲載する場合

(2) 会員はペットの里の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
- ② 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

第12条(著作権)

(1) 会員は、会員がペットの里の活動に関連して行った発言及びペットの里に対して提出した資料、データ等の一切の情報(以下、本条において「本件資料等」という。)について、事前に留保しない限り、ペットの里が対価を支払うことなく、公表、複製、改変、翻案、頒布、公衆送信等を行うことを許諾する。また、会員は、ペットの里が第三者に対して本件資料等の利用につき、再許諾をすることができることを予め許諾する。

(2) 会員は、ペットの里による利用に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 会員が退会・除名により会員資格を喪失した後も、本条は当該会員に対して効力を有する。

第13条(免責及び損害賠償)

(1) 会員間で紛争が生じた場合、当該会員間で紛争を解決するものとし、ペットの里は当該紛争につき一切の責任を負わない。

(2) 会員が退会・除名により会員資格を喪失した後も、本条は当該会員に対して効力を有する。

第14条(本規約の追加・変更)

(1) ペットの里の理事会の決議により、本規約の全部又は一部を変更または削除することができる。

制定:2021年1月1日